

維持管理は、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第12の6を遵守する。

- 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないようには必要な措置を講ずること。
- 維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。
- 主要な燃焼室出口における炉温をおおむね摂氏八百度以上にした後、産業廃棄物を投入すること。
- 焼却に当たっては、主要な燃焼室の出口における炉温を八百度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。
- 運転の開始時及び停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないように必要な措置を講ずること。
- 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消化器その他の消火設備を備えること。